

内閣顧問臨時設置制外三件

外三件の内訳

ノ 総合計画局官制

- 又 大正二年勅令第百六十二号任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ関スル件中改正ノ件
- 又 奏任ノ総合計画局参事官ノ特別任用ニ関スル件

茶良顧問官

松井顧問官

菅原顧問官

潮 顧問官

林 顧問官

深井顧問官

國務大臣

小磯内閣總理大臣

説明員

田中内閣書記官長

三浦法制局長官

佐藤法制局第二部長

今枝法制局參事官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十時四十分開議)

南委員長閉會ヲ宣ス

小磯内閣總理大臣ヨリ本案四件ノ概要ニ付説明アリ次デ三浦法制局長官ヨリ補足的説明アリ
奈良委員ヨリ内閣政策局ノ設置ハ恰モ内閣ノ政策ガ茲ニ決定セラルルガ如キ觀ヲ呈シ累ヲ内閣ノ威信ニ及ボスノ虞アリ之ガ設置ノ要アリトスルモ其ノ名稱ヲ變更スルヲ可トスベシトシ當局ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ内閣政策局ハ内閣總理大臣ノ事務的補助機關タル現行ノ内閣參事官制度ヲ擴充強化セント

スルニ止マルモノニシテ之ガ爲内閣ノ權威ニ影響ヲ來スコトナク其ノ名稱ハ種々考究セルモ他ニ名案ナカリシ旨答辯アリ

菅原委員ヨリ臨時職員設置制ノ整理ニ付現内閣ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ臨時職員設置制ハ濫設スベキモノニ非ズ之ヲ最小限度ニ止ムベキモノト思料スル旨答辯アリ

奈良菅原兩委員ヨリ本案ノ條項ニ付種々質問シ三浦法制局長官ヨリ答辯アリ

(休憩正午——午後一時半)

潮委員ヨリ

(一)内閣政策局ノ統理機關ニ付諸案ヲ陳ベ本
 案ノ機構ハ威力ニ於テ缺クル所ナキカラヲ訊
 シ田中内閣書記官長ヨリ内閣總理大臣國務
 大臣其ノ他親任官ヲ以テ之ヲ統理セシムル
 トキハ機構自ラ大トナリ各廳ヲシテ關係事
 務ノ運営ニ付消極的態度ニ墮セシムルノ惧
 アリ内閣書記官長ガ直接又ハ間接之ガ統理
 ノ任ニ當ルノ案ハ事務繁忙ノ爲之ニ專念シ
 得ザル憾アリ乃チ之ニ別箇勅任ノ長ヲ置キ

閱歷才幹之ニ伴フ者ヲ選ビ内閣三長官ノ協
 カト相俟テ所期ノ實効ヲ擧ゲントスル旨
 (二)現内閣ノ行政考査及行政查察使ノ運営方
 針ヲ問ヒ行政考査ニ付テハ三浦法制局長官
 ヨリ常時考査ニ努メ内閣政策局設置ノ上ハ
 第三部ニ於テ之ヲ主掌セシメ行政考査ノ常
 設機構トスル旨行政查察使ニ付テハ田中内
 閣書記官長ヨリ常時實情ヲ監察スルノ方途
 ヲ講ジ行政查察使ノ一行ニ數的制限ヲ加フ
 ル等考慮スル旨

三) 本案參與制度ノ運用方針ヲ問ヒ三浦法制局長官ヨリ參與ニハ各廳高等官ノ中ヨリ命ズルモノト民間ノ學識經驗者中ヨリ命ズルモノトノニアリテ前者ハ實質上次官會議乃至總務局長會議ニ代ルモノナルガ本案ノ參與制度ハ起案ヲ爲スニ際シ民間ノ智識經驗ヲ活用セントスルモノニシテ後者ノ範疇ニ屬シ之ガ運用方針ハ必ズシモ會議體ニ依ラズ機動性ヲ持タセ圓滑ナル活用ヲ圖ル旨

四) 最高戰爭指導會議トノ關聯ニ於テ內閣政

策局ノ所掌事項ト軍需省ノ國家總動員ノ基本ニ關スル事項トノ關係ヲ訊シ小磯內閣總理大臣ヨリ嘗テ內閣政策局ノ所掌事項ト共ニ企畫院ニ於テ管掌シタル國家總動員ノ基本ニ關スル事項ハ企畫ト實施ヲ一元的ナラシムルノ見地ヨリ之ヲ軍需省ノ所管トシタルモノナルガ之ガ趣旨ハ今日ニ於テモ妥當ナルガ故ニ從前通トシ但ダ最高戰爭指導會議ノ内容ト相關聯スル限り內閣總理大臣ガ之ヲ所要ノ部面ニ反映セシムベキ旨

(五) 政務官制度復活ニ際シ本案内閣顧問設置ノ趣旨ヲ容レ帝ニ議會人ニ止マラズ廣ク民間ノ人材ヲ用フルノ措置ヲ講ゼザリシ理由ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨリ政務官制度ハ政務ノ參畫ト帝國議會トノ交渉ヲ兩面ノ作用トシ今回之ヲ復活シタルハ後者ノ作用ニ主キヲ置キタル次第ナルガ政務ノ參畫ニ付テモ特ニ行政ノ末端滲透ヲ圖ル上ニ於テ之ガ利用ニ付考慮ヲ拂フベキ旨
夫々答辯アリ

林委員ハ先ヅ内閣政策局ハ臨時的機構ナルヤ否ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣及三浦法制局長官ヨリ現行ノ内閣參事官制度ヲ時局ノ要請ニ鑑ミ擴充強化セントスルモノニシテ制度ノ基本ハ平戰時ヲ問ハザルモノナル旨答辯アリ次デ同委員ハ最高戦争指導會議ノ組織權限竝ニ決議ノ手續及効果ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣及田中内閣書記官長ヨリ左記要旨ノ説明アリ
一組織

政府側 内閣總理大臣

外務大臣
陸軍大臣
海軍大臣

統帥部側 參謀總長

軍令部總長

幹事 內閣書記官長

陸軍省軍務局長

海軍省軍務局長

註一、軍需大臣、運輸通信大臣、厚生大臣等ハ

夫々ノ主管事項ニ付構成員ノ資格ヲ

以テ會議ニ列スルコトアリ

2. 參謀次長、軍令部次長ハ時宜ニ依リ會

議ニ列スルコトヲ得

3. 陸海兩軍務局局員及內閣參事官ノ一

部ヲ以テ幹事ヲ補佐セシム

二職掌

統帥ト國務トノ吻合調整——國力ノ實情
ヲ前提トシ之ガ真相把握ヲ基礎トシテ作

戦計畫ノ樹立ヲ圖リ又之ニ基キ國務ノ面
ヲ規整セントス

三議事

- (一) 構成員ノ申合ニ依リ内閣總理大臣之ガ
座長ト爲ル
- (二) 議事ハ活潑ナル論議ヲ交フルモ國務ト
統帥ハ相容喙スル限ニ非ザルヲ以テ専ラ
懇談ニ基キ多數決ヲ採ラズ
- (三) 討議ノ結果一定ノ結論ニ到達スルモ政
府及統帥部ハ互ニ拘束ヲ受クルコトナク

夫々ノ意思ニ基キ所定ノ手續ヲ經テ事案
ヲ畫定ス

深井委員ヨリ我國現在ノ難局ハ國際情勢ニ對
スル觀察ノ齟齬ト物質的認識ノ不徹底ニ基因
シ今後ノ計畫樹立ニ當リテハ之ニ特別ノ考慮
ヲ拂フノ要アリトシ過去一年ニ於ケル軍需品
生産ノ狀況竝ニ今後必要トスル生産ノ目標及
之ガ實現ノ可能性ニ付質問アリ小磯内閣總理
大臣之ニ應ヘ本年初頭以來殊ニサイパン島失
陷以降生産曲線ハ下降ノ傾向ニ在リ而シテ戰

局ハ我方大東亞ノ要點ニ兵力ヲ分散セザルヲ
得ザルニ敵ハ隨時隨處ニ兵力ヲ集注シ來リ攻
守ノ利害亦最モ顯著ナリ之ヲ大觀スルニ戰爭
ノ將來ハ甚ダ困難ナルヲ免レズ今ヤ政府ハ軍
ガ十月末乃至十一月初頭敵ト決戦ヲ交ヘ其ノ
戦力ヲ撃摧セシコトヲ期待シ茲ニ若干ノ時ヲ
得テ能フベクシバ明年初頭ヨリ生産曲線ヲ上
昇シ敵ノ重ナル反攻ニ備ヘシコトヲ期シアル
旨答辯アリ同委員ハ尚内閣政策局ノ所掌事項
ハ國策ノ一部ナルニ拘ラズ之ニ内閣政策局ノ

相
密
院

名稱ヲ附スルハ不可ナリトシ政府ノ再考ヲ求
メ三浦法制局長官ヨリ企畫局、總力廳、總務廳、綜
合戦力廳、綜合政策局、戰時政策局等種々考究ヲ
重ネタルモ結局本案ノ名稱ニ歸シタル旨答辯
アリ
委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及説
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果内閣政策局
ノ名稱ハ不適當ナルニ由リ之ヲ計畫局ト訂正

州
密
院

方政府ニ交渉シ其ノ應諾アリタル上ハ本案ノ
諸件ヲ可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決ス(同
十四日綜合計畫局トス
ル訂正案ノ御下付アリ)
仍テ南委員長ハ自ラ交渉ノ任ニ當ルベキ旨ヲ
陳ベ閉會ヲ宣ス

(午後五時四十分閉會)